

捨印-(受入・借入)及び(渡入・貸入)又は代理人

必ず、ご記入ください



# 記入例

連絡先	申請人	
	代理人	

様式1-1

## 農地法第3条第1項の規定による許可申請書

令和 年 月 日

桐生市農業委員長 あて

申請書の提出日

自署・押印

(譲受人) - 耕作目的で、農地を借りる、又は買うなどする人  
(譲渡人) - 農地の所有者

譲受人 **黒保根 三郎**



譲渡人 **桐生 二郎**



売買、贈与等なら「所有権」「移転」  
賃貸借、使用貸借等なら「賃貸借(又は使用貸借等)権」「設定」

上記代理人 住所 **行政書士の代理申請の場合、記入(委任状添付のこと)**  
氏名 **行政書士** 印

下記によって土地の「**所有権**」を「**移転**」したいので、農地法第3条第1項の規定により

申請当事者

当事者の別	氏名又は名称	年令	職業	住所又は所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者
譲受人	<b>黒保根 三郎</b>	〇〇	<b>農業</b>	<b>桐生市新里町 山上〇〇番地〇</b>	<b>日本</b>	
譲渡人	<b>桐生 二郎</b>	〇〇	<b>農業</b>	<b>桐生市新里町 鶴ヶ谷〇〇番地〇</b>		

契約の内容

賃借は、契約存続年数を記入

その他 ( )	契約期間	<b>永年</b>	権利移転の時期	<b>許可後</b>
	賃借料		売却価格	<b>120万円</b>

許可を受けようとする土地の表示・面積・利用状況その他

土地の所在			地目		面積 (㎡)	利用状況	対価、賃料等の額 (10a当たりの額)	所有者氏名又は名称 (現所有者の氏名又は名称(登記簿と異なる場合))	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 権利の種類、内容と権利者の氏名又は名称	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別	備考
市町村	大字	字	登記簿	現況							
<b>桐生市</b>	<b>新里町</b>	<b>後閑向</b>	<b>〇〇番〇</b>	<b>畑</b>	<b>畑</b>	<b>1,500㎡</b>	<b>普通畑</b>	<b>800,000円</b>	<b>桐生二郎</b>	<b>-</b>	<b>非線引の都市計画区域</b>
<b>以下余白</b>											

売買価格、賃借料等を10アールに

計 **1,500** ㎡ ( 田 ㎡ 畑 **1,500** ㎡ )

処分序記載事項

権利を移転又は設定しようとする事由の詳細	
・譲受人・・・現在、水稲、施設野菜、及び露地野菜を栽培しており、申請地を譲受け、経営の規模を拡大	
したい。	
・譲渡人・・・高齢により、経営規模を縮小するため譲渡したい。	

譲受人世帯の構成					
氏名	続柄	年齢	職業	農作業 年間従事日数	備考
黒保根 三郎	本人	〇〇	農業	300	
黒保根 一子	妻	〇〇	農業	200	
黒保根 四郎	子	〇〇	農業	300	
黒保根 良子	子の妻	〇〇	農業	200	

譲渡人世帯の構成										
氏名	続柄	年齢	職業	農作業 年間従事 日数	備考	所有又は使用収益権を有する土地				
						区分	自作地	借入地	貸付地	その他
桐生 二郎	本人	85	農業	150		田	40.00a	a	a	a
桐生 良江	妻	82	無職	0		畑	15.15a			
						樹園地				
						計	50.15a			
						採草 放牧地				

# 記入例

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

**I 一般申請記載事項**

全部効率利用要件：権利取得者又は世帯等が耕作地全部を効率的に耕作するか

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所有地	農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
	自作地 ① <b>11,500</b>	<b>10,000</b>	<b>1,500</b>		②
貸付地					
所在地	所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
		登記簿	現況		
非耕作地					
<b>計 13,500㎡</b>					
所有地以外の土地	農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
	借入地 ③ <b>2,000</b>		<b>2,000</b>		④
貸付地					
所在地	所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
		登記簿	現況		
非耕作地					

(記載要領)

- 1 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。  
 なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。
- 2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付（予定）作物、作物別の作付面積

	田	畑		樹園地	採草放牧地
作付（予定）作物	<b>水稻</b>	<small>施設野菜 (きゅうり、なす等)</small>	<small>露地野菜 (ほうれん草、ブロッコリー等)</small>		
権利取得後の面積 (㎡)	<b>10,000</b>	<b>2,000</b>	<b>3,000</b>	<b>+ 1,500㎡ = 15,000㎡</b>	

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター	田植機(4条植)	コンバイン(4条刈)			
確保しているもの	所有 リース	<b>30PS 1台</b>	<b>1台</b>	<b>1台</b>			
導入予定のもの (資金繰りについて)	所有 リース	この欄は、購入(リース)予定である機械等を記入。また、自己資金で購入					

(記載要領)

- 1 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。
- 2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等、資金繰りについても記載してください。

# 記入例

(3) 農作業に従事する者

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況  
 農作業歴 **30** 年、農業技術修学歴 年、その他 ( )

①は個人の場合のみ記入

② 世帯員等その他 常時雇用している 労働力 (人)	現 在 :	<b>4</b>	(農作業経験の状況 : <b>5年～30年の農作業従事</b> )
	増員予定 :		(農作業経験の状況 : )
③ 臨時雇用労働力 (年間延人数)	現 在 :	<b>3</b>	(農作業経験の状況 : <b>主にきゅうりの収穫に3年～5年の経験者</b> )
	増員予定 :		(農作業経験の状況 : )

④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

**300m**

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農地所有適格**法人**である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況 (別紙に記載し、添付してください。)

農地所有適格法人の場合

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託契約の内容 (**信託**の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。)

信託の引受けの場合

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

農作業常時従事要件

農作業に従事する者の 氏名	年齢□	主たる 職 業	権利取得者との関係 (本人又は世帯員等)	農作業への 年間従事日数	備 考
黒保根 三郎	〇〇	農業	本人	300	
黒保根 一子	〇〇	農業	妻	200	
黒保根 四郎	〇〇	農業	子	300	
黒保根 良子	〇〇	農業	子の妻	200	

(記載要領)

備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は○を記載してください。

# 記入例

<農地法第3条第2項第5号関係> (転貸する場合のみ記載してください。)

一時貸付、水田裏作等の転貸の該当

## 5 転貸が認められる場合への該当有無

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者(賃借人等)が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合(転貸する場合)には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- 農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。)の目的に供するため貸し付けようとする場合である。  
(表作の作付内容= 、裏作の作付内容= )
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

地域との調和要件:全ての権利取得に必要

## 6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば 集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

- ① 取得する畑の周囲は畑作地帯であり、取得後もこれまでどおり露地野菜の栽培をします。
- ② 地域の水利調整に参加し、取り決めに遵守します。
- ③ 地域の農地の利用調整に協力します。
- ④ 農薬の使用法等について、地域の防除基準に従います。

# 記入例

## II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に回復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

<農地法第3条第3項第2号関係>

必要に応じて、確約書の提出、又は農業委員会等との協定などの締結

### 7 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

## 別紙確約書のとおり

<農地法第3条第3項第3号関係> (権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。)

### 8 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

業務執行役員の時常従事要件

(1) 氏名

実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持てる者

(2) 役職名

定款、法人登記事項証明、法人の代表者が発行する証明書等で確認

(3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業(労務管理や市場開拓等も含む。)を行う期間： 年 月 日 から 年 月 日 まで  
そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間： 年 月 日 から 年 月 日 まで(直近の実績)

# 記入例

## Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

9 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、Ⅰの記載事項全ての記載が不要です。

- その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合  
(事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」の欄に記載してください。)
- 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする同項に規定する事業を行う場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合
- 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合  
(景観法(平成16年法律第110号)第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。)

(2) 以下の場合は、Ⅰの1-2(効率要件)、2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

- 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合
- 地方公共団体(都道府県を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合
- 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、Ⅰの2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

### (留意事項)

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
- ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人
- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)